長岡市街なみ環境整備助成事業補助金交付要綱に関する運用基準 (目的)

- 第1 この運用基準は、長岡市街なみ環境整備助成事業補助金交付要綱(平成21年長岡市 告示第117号。以下「要綱」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。 (補助金の対象経費等)
- 第2 要綱第4条第1項に規定する補助金の交付の対象となる経費に関する基準は、摂田屋地区まちづくり協議会が策定した「摂田屋地区まちづくり協定案の検討」に記載の「5. 摂田屋の美しいまちをつくるデザインー具体的な手法―」を基本とし、別表1及び次に 掲げるとおりとする。
 - (1) 要綱別表住宅等修景費の項に規定する外観に係る経費における「外観」とは、外壁、 屋根等の屋外に面している部分とし、同項に規定する色彩の修景に係る「外観」については、街なみ景観に対する寄与が認められる範囲とする。
 - (2) 要綱別表の外構修景費は、道路等に面していない部分でも街なみ景観に対する寄与が認められる場合は、補助金の交付の対象とする。
 - (3) 外壁を支えるための小柱の設置、構造的な補強等の修景整備に付随して必要となる工事は、補助金の交付の対象とする。
- 2 要綱第4条第1項ただし書に規定する建築物等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 国の文化財である建造物又は史跡
 - (2) 新潟県の指定文化財である建造物又は史跡
 - (3) 本市の指定文化財である建造物又は史跡
- 3 要綱第4条別表に定める「同一敷地」とは、筆ごとではなく、土地の現況から見て地 続きであると判断される一団の土地をいい、別表2に掲げるとおりとする。

(事前申出)

第3 補助金の交付を受けようとする者は、その年度の前年度の10月末日までに市長にそ の旨を申し出るものとする。

(補助対象事業の完了日)

第4 補助対象事業は、原則として、補助金の交付決定を受けた年度の1月末日までに完了しなければならない。ただし、やむを得ず工事の完了が遅れる場合は、速やかに市長にその旨を申し出るものとする。

(財産の処分の制限等)

- 第5 長岡市補助金等交付規則(昭和36年長岡市規則第6号)第19条に規定する市長の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 2 補助金の交付を受けた者が、補助金の交付対象となった物件等を廃止し、変更し、又 は第三者に譲渡等をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。 (協定区域外の敷地の取扱)
- 第6 まちづくり協定(以下「協定」)区域内の敷地に接する協定区域外の敷地の取扱について、別表3及び次に掲げるとおりとする。

- (1) 協定区域内の住宅の敷地と協定区域外の敷地が隣接又は道路等を介し地続きであると判断される場合は、第2第3項に規定する同一敷地とする。
- (2) 前号に規定する同一敷地において、協定区域外の敷地の建築物等が協定区域内の住宅の付属物であると判断され、かつこれらの敷地の所有権等(所有権等とは、土地の所有権又は建築物等の所有を目的とする地上権及び借地権をいう。)を有する協定締結者が協定区域外の敷地で行う修景整備が、協定に基づいたものであり地区景観の保全・育成に寄与すると明らかに認められる場合は、当該整備は補助対象とする。

附則

- 1 この運用基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度に限り、第3の規定については、「前年度の10月末日」とあるのは「5月末日」と読み替えるものとする。
- 3 改正後の運用基準は、平23年9月5日から適用する。

附則

この運用基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第2第1項関係)

【特記事項】

- ・補助対象経費の審査については、「摂田屋地区まちづくり協定」、「摂田屋地区のまちづくりの目標」、「摂田屋地区まちづくりのルール」を参照し、「摂田屋の美しいまちをつくるデザイン一具体的な手法―」に記載のデザインを基本とする。 ・原則、外観に係る経費を補助対象とする(外観とは外壁・屋根等の屋外に面している部分とす
- る。)。
- ・住宅等修景区分において、色彩の修景に係る「外観」については、街なみ景観に対する寄与が認めら れる範囲とする。
- ・外構修景費において、道路等に面していない部分でも街なみ景観に対する寄与が認められる場合は、 補助金の交付の対象とする。

住字等修書

工事項目	補助対象	補助対象外
仮設工事	外部足場、養生等に係る費用	【項目例】仮設便所
	【項目例】足場・脚立・メッシュシート等の賃料、組立・解体に係る費用、運搬費	
解体工事 撤去工事	住宅等を改築し修景整備を行う場合に発生する、既存建築物等の解体・撤去費用	住宅等の新築に伴い修景整 備を行う場合に発生する、 既存建築物等の解体・撤去
	【項目例】上屋・基礎の解体費、発生材運搬・処分費 	費用
		【例】空き家を解体し、住 宅等を新築する場合
基礎工事		住宅等に係る費用
木工事	外観に係る費用	内部に係る費用
屋根工事	和の風合いや街なみに馴染む施工に係る費用 ■推奨事項:軒を出したデザイン ■形状:2方向以上の勾配屋根(切妻・寄棟・入母屋)	左記のもの以外の施工に係る費用 ■形状:片流れ・陸屋根
	■素材:瓦、鋼板、そのほか瓦の風合いに近いもの■葺き方:瓦葺、横葺き、瓦風の金属板葺き■色:黒又はグレー系	■葺き方:縦葺き ■色:赤など派手な色
	【項目例】屋根材、下地材、副資材、庇、樋、雪止めアングル、既存材撤去費、発生材運搬・処分費※対象箇所は下屋を含む。 ※樋及び雪止めアングルについては、取り付けられる屋根と調和する色彩であるものに限る。	
外壁工事	和の風合いや街なみに馴染む施工に係る費用 ■推奨事項:真壁漆喰、下見板張り、羽目板張り ■素材:木板風又は漆喰調の風合いのもの ■色:無彩色又は茶系 ※アクセントカラーを用いる場合は、玄関廻りに使用する。	左記のもの以外の施工に係る費用 ■色:赤など派手な色
	【項目例】外壁材、下地材、副資材、既存材撤去費、発生材 運搬・処分費	
板金工事	和の風合いや街なみに馴染む施工に係る費用	左記のもの以外の施工に係 る費用
	【項目例】屋根(瓦の風合いに近いもの又は横葺きに限る)、破風板、軒裏、庇、外壁、樋、雪止めアングル、既存材撤去費、発生材運搬・処分費 ※樋及び雪止めアングルについては、取り付けられる屋根及び外壁と調和する色彩であるものに限る。	心 東/II
建具工事	和の風合いや街なみに馴染む施工に係る費用 ■素材:木製又は表面がその風合いに近いもの	左記のもの以外の施工に係 る費用
	【項目例】玄関戸、サッシ、格子、副資材、既存材撤去費、 発生材運搬・処分費	

左官	工事	和の風合いや街なみに馴染む施工に係る費用	基礎に係るもの
		【項目例】外壁仕上げ	
塗装工事		和の風合いや街なみに馴染む施工に係る費用	左記のもの以外の施工に係 る費用
		【項目例】屋根、軒裏、外壁、庇、建具、樋、雪止めアング	の見用
		ル	
		※樋及び雪止めアングルについては、取り付けられる屋根及	
		び外壁と調和する色彩とする。	
付属	屋工事	和の風合いや街なみに馴染む施工に係る費用	左記のもの以外の施工に係
			る費用
	車庫	■推奨事項:屋根の形状→切妻屋根	
		外壁仕上げ→下見板張り、羽目板張り	
		外壁の素材→木材や木板風のもの	
		■色:茶系	
		■開口部のデザイン:木材や木調の素材を用いた引き戸又は	
		茶系のシャッター	
	カー	■素材:木材又は表面がその風合いに近いもの	1
	ポート	■側面のデザイン:駐車している車が通りから目立たないよ	
		う、木材又はその風合いに近い素材で側面を覆ったもの	
	その他	■デザイン:主屋との外観の調和に配慮したもの	1
		■色彩:無彩色又は茶系	
設傭	工事	屋根及び外壁の張替えに伴う、設備の脱着に係る費用	新規取り付けに係る費用
		┃ ┃【項目例】エアコン室外機、アンテナ、給湯器、配管・配線	
		直し、各種カバー、コンセント、フード	
共通	費	按分計算する	【項目例】法定手数料(確
			認申請手数料等)
		【項目例】共通仮設費、諸経費	

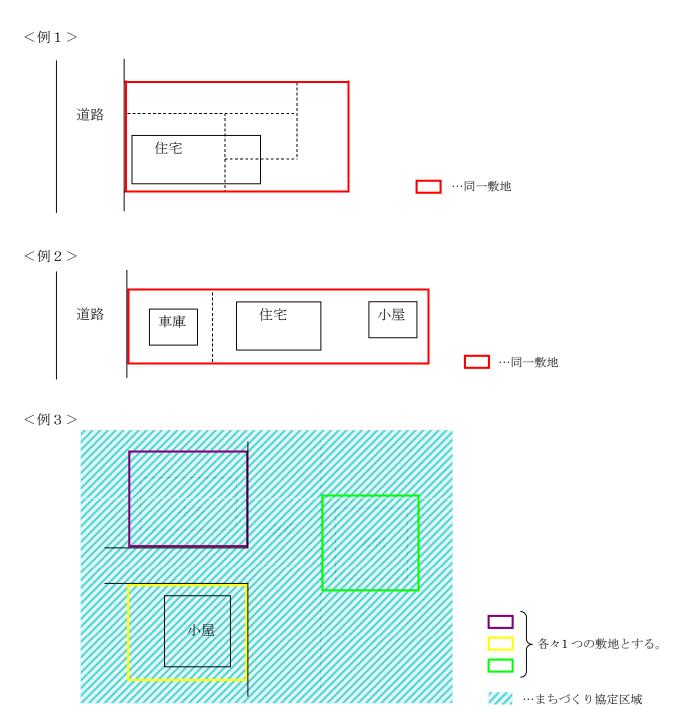
建築設備等修景

工事項目	補助対象	補助対象外
撤去工事	建物の屋外に露出し、景観を阻害している広告物の除去、隠 ペいに係る費用	
設備工事	建物の屋外に露出し、景観を阻害している設備の除去、隠ぺいまたは見えにくい位置への移動に係る費用	新規取り付けに係る費用
	【項目例】エアコン室外機、アンテナ、給湯器、配管・配線 直し、各種カバー、コンセント、フード	
建具工事	板塀や格子等による付帯設備の目隠しに係る費用	
塗装工事	和の風合いや街なみに馴染む施工に係る費用	
共通費	按分計算する	
	【項目例】共通仮設費、諸経費	

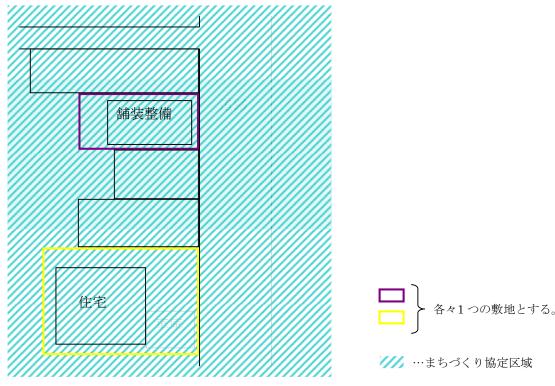
外構修景

外 博修 京 工事項目	補助対象	補助対象外
仮設工事	一番の内容 一を	【項目例】仮設便所
以以工 事		【項目例】 [K 改 区]]
	【項目例】足場・脚立・メッシュシート等の賃料、組立・解体に係る費用、運搬費	
解体工事 撤去工事	外構(塀・植栽・舗装等)の修景整備を行う場合に発生す る、既存建築物等の解体・撤去費用	
	【例】塀の設置や庭の緑化のために、既存倉庫を解体する場合	
基礎工事	外構(塀・植栽・舗装等)の基礎に係る費用	
	【項目例】土工事、鉄筋工事、型枠工事、コンクリート工事	
造園工事	以下の施工に係る費用 ■高木の植栽(樹高が3.0m以上のもの):通りから緑が見える位置に植栽	
	■低木・中木の植栽(樹高が0.3m以上のもの):沿道又は通りから緑が見える位置に配置	
	■推奨事項:道路から見える位置に和を感じさせる置物(灯 篭、つくばい、石組等)を設置	
門工事	和の風合いや街なみに馴染む施工に係る費用 ※門の屋根は瓦以外のカラーステンレスも可	【項目例】門タイル張り
板塀工事	■板塀や生垣、石垣等の自然素材やその風合いに近い素材の もの ■推奨事項:高さ1.2m以下	【項目例】コンクリートブ ロック塀
	【項目例】板塀、生垣、石垣、スクリーンフェンス	
塗装工事	和の風合いや街なみに馴染む施工に係る費用	
	【項目例】基礎、塀、格子、玄関まわり、門、シャッター	
土間工事 左官工事 舗装工事	和の風合いや街なみに馴染む施工に係る費用 ■緑化:駐車スペースは全面コンクリート張りを避け、でき るだけ周囲に植栽スペースを設置	
· 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	■舗装仕上げ:和風な風合いのもの ■舗装の色彩:融雪水の鉄分により着色することを考慮した	
	■舗装の色彩:融雪水の鉄分により有色9 ることを考慮した デザイン	
	【項目例】カラーコンクリート(茶系)、一二三石、コンク リート洗い出し、玉石舗装	
共通費	按分計算する	
	【項目例】共通仮設費、諸経費	

別表2 (第2第3項関係)

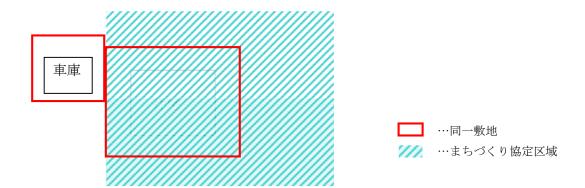


<例4>



別表3 (第6第1項関係)

<例1>



<例2>

